

平成 17 年 3 月 4 日

屋久島地区エコツーリズム推進協議会

会長 日高十七郎 殿

ガイド認定・登録制度作業部会

屋久島ガイド登録・認定制度検討結果について（報告）

このことについて、平成 16 年 10 月 7 日より平成 17 年 2 月 23 日まで、10 回の作業部会を開催して検討を重ねた結果、下記の結論を得ましたので報告します。

記

1. 屋久島ガイド登録・認定制度の基本的考え方

屋久島ガイド登録・認定制度は、利用者の利便性や安心感の確保、ガイド業の社会的地位の確立・向上、地域イメージの向上、自然資源の保全と将来にわたってそれを活用していくことで持続的な地域振興を図るために必要なものであるという認識のもとに発足させるもので、一元化したガイド情報、資源保全活動情報を公的サイト等により発信し、利用者へのアピールを行うことを基本的考え方とする。

協議会は、ガイド独自が行う自然保全活動や、自主的なルールづくりなどを推奨するとともに、これらの取り組みや屋久島におけるエコツアーの魅力を発信するなど信頼性のある公平な情報を発信する。

2. 今回検討した制度の対象

制度の対象は「主に野外に出て、有料で屋久島を案内したり解説したりする者」とし、制度に登録された者を「屋久島ガイド」と称することとする。

ただし、屋久島独自のエコツーリズム推進の観点から多くの人々の参加が必要であり、今後、集落で自然・文化・歴史等を案内・解説する人材を登録する基準を設けることも考えていく。

3. 今回検討した制度の体系

まず、屋久島のガイドとして最低限必要な基準を満たしたガイドを「屋久島ガイド」として登録し、登録したガイドの情報を「ガイド総覧」で公開する「登録制度」を設ける。また、今後、屋久島のガイドとしてめざすべき目標となるガイドを認定するような制度についても検討することとする。

4. 登録基準について

登録基準は、別表1のとおりとする。「屋久島ガイド心得」は、エコツーリズム憲章や屋久島憲章、各種法令、地域の伝統を尊ぶこと等を約束するとともに、エコツーリズム推進の理念のもとに活動するガイドである、という自覚を促し、ガイドとして最低限わきまえておくべき事項をまとめたもので、「心得12ヶ条」と「ガイド間の共通確認事項」からなる。

登録を希望するものは、「心得12ヶ条」に同意した上で、登録申請時に登録ガイドの基準を満たすことを証明する書類の提出を行う。

ただし、これらの基準については、試行期間中、また試行期間後も現在の作業部会のような会合を定期的に行い、見直しを行うことも検討する。

(別表1)

項目	基準
保険の完備	ダイビング、登山、沢登り等の危険度の高い活動については、事故の補償がされる保険に入っていること。
救急法の受講	登録時、あるいは更新時まで、消防等で行っている普通救命講習以上の講習の受講経験があること。
世界自然遺産地域や自然公園法等及び各種法令に関する講習の受講	登録時、あるいは更新時まで、財団法人屋久島環境文化財団など専門家による講習などの受講経験があること。
基本的な屋久島の知識に関する講習の受講	財団法人屋久島環境文化財団が開催する屋久島ガイドセミナー及び屋久島研究講座の受講経験があること。
料金体系、ツアー形態の明確化など必要な情報の公開	ガイド総覧(仮称)情報記入シートに記入すること。
「屋久島ガイド心得」に同意	別表2に掲げる屋久島ガイドの心得に同意すること。
一定年数屋久島に居住	上屋久町もしくは屋久町に住民票をおき、2年以上居住していること。(年の半分以上は屋久島で生活)

(別表2)

屋久島ガイド心得12ヶ条

- 1 屋久島世界自然遺産地域等に関わる環境保全関係法令を遵守する。
- 2 自然保護憲章、屋久島憲章、エコツーリズム憲章の理念を尊重する。
- 3 利用者の安全を最優先に考え行動する。
- 4 特定資格を必要とする活動(ダイビング等)については、資格を有さない者は行わない。
- 5 地域の文化、慣習を大切にする。
- 6 環境学習のセミナーなどに積極的に参加し識見の向上、研鑽に努める。
- 7 屋久島の自然環境保全に係る「山の手入れ」活動などに積極的に参加する。
- 8 マナーガイド、カントリーコードを守り活動する。
- 9 フィールドの自然環境を保全するため、常にフィールドの環境変化に気を配る。
- 10 関係行政機関、研究者と連携し各種情報の提供・収集に努める。
- 11 活動を通じて、屋久島の自然や文化を世界にそして後世に伝えていくよう努める。
- 12 屋久島ガイドとしての自覚と責任を持って行動する。

(別表2付表) ガイド間の共通確認事項

エコツーリズム推進の理念のもとに活動するガイドとしての確認事項	<ul style="list-style-type: none">□ 「自然に親しむ旅行」から「自然保護につながる旅行」に近づける目的意識を持ってツアーを企画するよう心がける。□ 整備がされたフィールドを選ぶよう心がける。□ 企画時に地域に詳しい人の意見を取り入れるよう心がける。□ 地元産のみやげを購入するなど地元への還元を心がける。□ 参加者や地元からのツアーの評価をフィールドバックするよう心がける。
お客への気配り・安全対策の確認事項	<ul style="list-style-type: none">□ 来島前に、フィールドや施設の利用制限(立ち入れない場所や期間など)や、持参物・服装について十分に伝える。□ ツアー前に、フィールドの状況やフィールドでの配慮事項を十分に伝える。□ 繁忙期の縄文杉デッキ等、混雑する場所では、他の利用者への配慮を心がける。□ 大雨洪水警報発令中、積雪通行止め時等は、危険が予想される場所でのガイド活動は行わない。
フィールドの自然環境保全に関する確認事項	<ul style="list-style-type: none">□ 全てのゴミは持ち帰ることはもちろん、モラル、マナーを徹底するよう顧客にも理解を得る。□ 検討中の奥岳入山協力金を含め、既存の白谷雲水峡やヤクスギランドにおける協力金制度について利用者に理解を求める。□ やむを得ずトイレの無いところで用を足すときは、自然環境の保全、また水場や沢を避けるなど心がける。□ フィールドの環境悪化に気づいた場合、関係者間で協議を行い、ルールづくりを行うなどフィールドの自然環境回復にむけ取り組みを行うよう心がける。
地域の伝統やしきたりに関する確認事項	<ul style="list-style-type: none">□ 事業地域の農業者、林業者、漁業者、その他企業や居住者とのトラブルや苦情の発生しないような措置や配慮を行う。□ 地域の奉仕活動や行事等にも積極的に参加するよう心がける。

5. 登録及び更新の手続きについて

1) 登録手順と手続きについて

〔広報〕住民に対し登録制度の紹介を行う。

〔申請〕登録意向のあるガイドは、委員会窓口申し出て、申請書類を受け取る。

「屋久島ガイドの『心得』」に同意したら、申請書に必要事項を記入し、必要な証明書類を添付したものを、委員会に提出する。

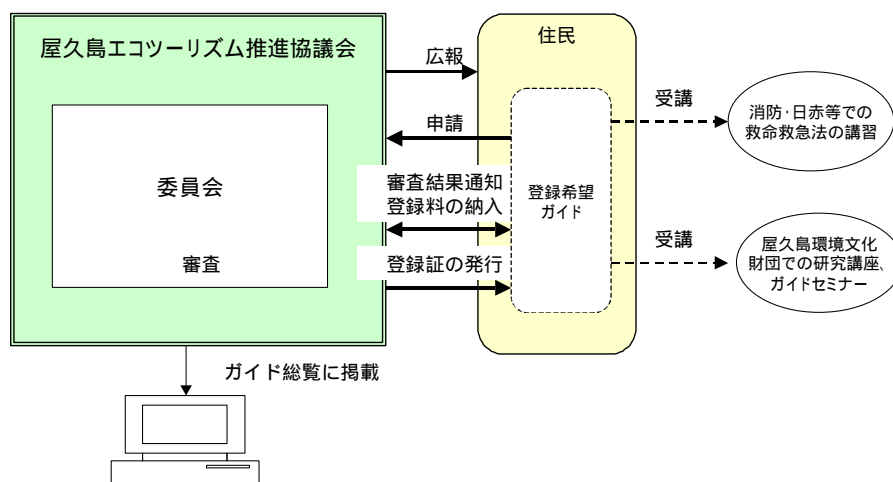
〔審査〕委員会は申請内容と書類を照合し、登録基準が満たされているか審査する。

〔結果通知〕協議会長は、審査結果を申請者に通知すると同時に登録料の振込みを求める。

〔登録料の納付〕登録が認められたガイドは、規定の登録料を納付する。

〔登録証の発行〕納付確認後、協議会より申請者に「登録証」等を発行する。

〔ガイド総覧への掲載〕協議会長は、登録されたガイドをガイド総覧に掲載する。



2) 更新の手続きについて

- ・ 定期的に、委員会より登録ガイド宛に、登録内容についての変更確認等が通知される。通知を受け取った登録ガイドは、内容に変更や間違いがないか確認し、変更等があった場合は、委員会に連絡する。変更が認められた時点で情報を更新する。
- ・ この他、変更が必要になった場合は、速やかに委員会に申し出る。変更が認められた時点で情報が更新される。
- ・ 登録後に申告内容に虚偽があったと判明した場合や「心得」に著しく反した行動をとっていることが発覚した場合には、委員会で審議し、協議会により登録を抹消する。
- ・ 登録の更新は3年に1回とし、規定の更新料を納付し、保険の完備、救急法の受講、世界自然遺産地域や自然公園法等及び各種法令に関する講習の受講、基本的な屋久島の知識に関する講習の受講、料金体系、ツアー形態の明確化など必要な情報の公開、屋久島ガイドの心得に同意、一定年数屋久島に居住、について基準がクリアできていることが確認されれば、更新される。

6 . 屋久島ガイド登録・認定制度実施要綱（案）について

屋久島ガイド登録・認定制度については、これまで作業部会で検討した中で、屋久島地区エコツーリズム推進協議会において要綱等を制定し、制度化を図るべきとの結論に達したため、別紙のとおり屋久島ガイド登録・認定制度実施要綱（案）としてまとめたものです。

屋久島ガイド登録・認定制度実施要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、屋久島地区エコツーリズム推進協議会（以下、「協議会」という。）が行う屋久島ガイド登録・認定制度登録ガイド（以下「屋久島ガイド」という。）の登録に関し必要な事項を定め、屋久島独自のエコツーリズム推進に向け、屋久島ガイドの社会的地位の確立を図ることを目的とする。

（対象）

第2条 屋久島ガイドの対象は「主に野外において有料で、屋久島を案内したり解説したりする者」とする。

（登録の申請）

第3条 登録を希望するガイド（以下「申請者」という。）は、様式1の「屋久島ガイドの心得12ヶ条」に同意した上で、様式2の申請書及び様式3のガイド総覧掲載情報記入用紙に必要事項を記入し、別表3の提出書類を添付して、協議会会長（以下「会長」という。）に申請するものとする。

（登録の基準）

第4条 屋久島ガイドの登録基準（以下「登録基準」という。）は、別表1に示すとおりとする。

2 会長は、前項の登録基準を定めるにあたって、必要に応じ協議会設置要綱第8条に規定する委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

（審査）

第5条 会長は、申請者からの申請があった場合、申請書に第3条に基づく必要書類が添付されていることを確認した上で、委員会に登録の適否の審査を依頼する。

（登録等）

第6条 会長は、委員会の審査により申請者が登録基準に適合すると認められたときは、その旨を申請者に通知し、申請者が別に定める登録料を納めたことを確認した上で屋久島ガイドとして登録するものとする。

2 会長は、委員会の審査により申請者が登録基準に適合しないと判断されたときは、申請者にその旨を通知するものとする。

（登録証等の交付）

第7条 会長は、第6条第1項の登録を行ったときは、申請者に様式4の登録証及び標章等を交付する。

2 屋久島ガイドは、登録証及び標章等を、ガイド活動時に携行するものとする。

（登録の有効期間）

第8条 登録の有効期間は、第6条第1項の登録の日から3年を経過した年度の3月31日までとし、3年ごとに屋久島ガイドは更新の申請をすることができるものとする。

（登録の公表）

第9条 会長は、第6条第1項の登録をしたときは、様式3に記入された情報を「屋久島ガイド総覧」に登載するなどし、公表を行う。

(登録内容の変更)

第 10 条 屋久島ガイドは、登録証に記載された事項に変更があったときは、登録証を添えて会長に提出し、その訂正を受けるものとする。

2 屋久島ガイドが当該登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なくその旨を会長に届け出るとともに、登録証及び標章等を返納するものとする。

3 登録内容の訂正、登録の廃止を行った場合、会長は速やかに「屋久島ガイド総覧」の変更を行う。

(登録の抹消)

第 11 条 会長は、この要綱の目的に照らし、次の各号に掲げる事由により制度の信頼性に大きな影響を及ぼす恐れがあると認められるときは、委員会の意見を聴いて、その登録を抹消することができる。ただし、委員会は意見提出にあたって事実調査を行うとともに、必要に応じて当該ガイドや関係者の意見を聴取するものとする。

屋久島ガイドの登録基準に適合しないと認められる事由が生じたとき。

屋久島ガイドの過失等が原因による重大な事故が生じたとき。

屋久島ガイドが利用者からの苦情に適切に対処せず、行為等が改善されないとき。

ガイド総覧の掲載情報が虚偽であると認められるとき。

2 会長は、前項により登録を抹消したときは、当該ガイドにその旨を通知する。

3 前項の通知を受けた当該ガイドは、遅滞なく会長に登録証及び標章等を返納するものとする。

4 登録の抹消を受けた者は、登録が抹消された日から起算して3年間は、登録の申請はできないものとする。

(登録の更新)

第 12 条 第 8 条に基づき、登録の更新申請をする屋久島ガイドは、様式 5 の更新申請書に必要書類を添付して、会長に提出するものとする。

2 前項の更新申請は、登録有効期間の満了の日の3月前から1月前までの間に行うものとする。

3 第 4 条から第 7 条及び第 9 条から第 11 条までの規定は、登録の更新にこれを準用する。

(苦情の通知、調査及び対処報告)

第 13 条 会長は、利用者や住民等から屋久島ガイドについて苦情が寄せられた場合は、当該ガイドに通知し、内容を調査するとともに、必要に応じて当該ガイドから苦情への対処方法についての報告を求めるものとする。この場合、当該ガイドは、速やかに会長に報告するものとする。

2 会長は、苦情及び苦情処理について、その概要を屋久島ガイドに周知することとする。

(事故の報告)

第 14 条 屋久島ガイドは、事業又は業務の遂行上、重大な事故が生じた場合は、速やかに会長に報告するものとする。

2 報告を受けた会長は、その概要を屋久島ガイドに周知し、事故の再発防止に努めるものとする。

(調査)

第 15 条 会長は、登録の審査等において、関係する職員または委員会の委員を屋久島ガイド所在地やガイド場所等に派遣させ、調査させることができる。

附 則 この要綱は、平成 17 年 月 日から施行する。

(別表 1)

項目	基準
保険の完備	ダイビング、登山、沢登り等の危険度の高い活動については、事故の補償がされる保険に入っていること。
救急法の受講	登録時、あるいは更新時まで、消防等で行っている普通救命講習以上の講習の受講経験があること。
世界自然遺産地域や自然公園法等及び各種法令に関する講習の受講	登録時、あるいは更新時まで、財団法人屋久島環境文化財団など専門家による講習などの受講経験があること。
基本的な屋久島の知識に関する講習の受講	財団法人屋久島環境文化財団が開催する屋久島ガイドセミナー及び屋久島研究講座の受講経験があること。
料金体系、ツアー形態の明確化など必要な情報の公開	ガイド総覧(仮称)情報記入シートに記入すること。
「屋久島ガイド心得」に同意	別表 2 に掲げる屋久島ガイドの心得に同意すること。
一定年数屋久島に居住	上屋久町もしくは屋久町に住民票をおき、2 年以上居住していること。(年の半分以上は屋久島で生活)

(別表2)

屋久島ガイド心得12ヶ条

- 1 屋久島世界自然遺産地域等に関わる環境保全関係法令を遵守する。
- 2 自然保護憲章、屋久島憲章、エコツーリズム憲章の理念を尊重する。
- 3 利用者の安全を最優先に考え行動する。
- 4 特定資格を必要とする活動(ダイビング等)については、資格を有さない者は行わない。
- 5 地域の文化、慣習を大切にする。
- 6 環境学習のセミナーなどに積極的に参加し識見の向上、研鑽に努める。
- 7 屋久島の自然環境保全に係る「山の手入れ」活動などに積極的に参加する。
- 8 マナーガイド、カントリーコードを守り活動する。
- 9 フィールドの自然環境を保全するため、常にフィールドの環境変化に気を配る。
- 10 関係行政機関、研究者と連携し各種情報の提供・収集に努める。
- 11 活動を通じて、屋久島の自然や文化を世界にそして後世に伝えていくよう努める。
- 12 屋久島ガイドとしての自覚と責任を持って行動する。

(別表2付表) ガイド間の共通確認事項

エコツーリズム推進の理念のもとに活動するガイドとしての確認事項	<ul style="list-style-type: none">□ 「自然に親しむ旅行」から「自然保護につながる旅行」に近づける目的意識を持ってツアーを企画するよう心がける。□ 整備がされたフィールドを選ぶよう心がける。□ 企画時に地域に詳しい人の意見を取り入れるよう心がける。□ 地元産のみやげを購入するなど地元への還元を心がける。□ 参加者や地元からのツアーの評価をフィールドバックするよう心がける。
お客への気配り・安全対策の確認事項	<ul style="list-style-type: none">□ 来島前に、フィールドや施設の利用制限(立ち入れない場所や期間など)や、持参物・服装について十分に伝える。□ ツアー前に、フィールドの状況やフィールドでの配慮事項を十分に伝える。□ 繁忙期の縄文杉デッキ等、混雑する場所では、他の利用者への配慮を心がける。□ 大雨洪水警報発令中、積雪通行止め時等は、危険が予想される場所でのガイド活動は行わない。
フィールドの自然環境保全に関する確認事項	<ul style="list-style-type: none">□ 全てのゴミは持ち帰ることはもちろん、モラル、マナーを徹底するよう顧客にも理解を得る。□ 検討中の奥岳入山協力金を含め、既存の白谷雲水峡やヤクスギランドにおける協力金制度について利用者に理解を求める。□ やむを得ずトイレの無いところで用を足すときは、自然環境の保全、また水場や沢を避けるなど心がける。□ フィールドの環境悪化に気づいた場合、関係者間で協議を行い、ルールづくりを行うなどフィールドの自然環境回復にむけ取り組みを行うよう心がける。
地域の伝統やしきたりに関する確認事項	<ul style="list-style-type: none">□ 事業地域の農業者、林業者、漁業者、その他企業や居住者とのトラブルや苦情の発生しないような措置や配慮を行う。□ 地域の奉仕活動や行事等にも積極的に参加するよう心がける。

(別表3) 登録基準及び添付資料一覧

項目	基準	提出書類
保険の完備	ダイビング、登山、沢登り等の危険度の高い活動については、事故の補償がされる保険に入っていること。	過去1ヶ月間の契約書類一式
救急法の受講	登録時、あるいは更新時まで、消防等で行っている普通救命講習以上の講習の受講経験があること。	過去3年間の各種修了証明証の提示(制度試行開始後1年間は申請後1年以内に受講予定があれば基準を満たすと判断する)
世界自然遺産地域や自然公園法等及び各種法令に関する講習の受講	登録時、あるいは更新時まで、財団法人屋久島環境文化財団など専門家による講習などの受講経験があること。	
基本的な屋久島の知識に関する講習の受講	財団法人屋久島環境文化財団が開催する屋久島ガイドセミナー及び屋久島研究講座の受講経験があること。	
料金体系、ツアー形態の明確化など必要な情報の公開	ガイド総覧(仮称)情報記入シートに記入すること。	パンフレットや領収書の控え等料金やツアー形態を証明するもの
「屋久島ガイド心得」に同意	別表2に掲げる屋久島ガイドの心得に同意すること。	様式1同意書 資格の提示が必要なものは資格の提示
一定年数屋久島に居住	上屋久町もしくは屋久町に住民票をおき、2年以上居住していること。(年の半分以上は屋久島で生活)	住民票の提示

屋久島ガイド心得12ヶ条 同意書

- 1 屋久島世界自然遺産地域等に関わる環境保全関係法令を遵守する。
- 2 自然保護憲章、屋久島憲章、エコツーリズム憲章の理念を尊重する。
- 3 利用者の安全を最優先に考え行動する。
- 4 特定資格を必要とする活動(ダイビング等)については、資格を有さない者は行わない。
- 5 地域の文化、慣習を大切にする。
- 6 環境学習のセミナーなどに積極的に参加し識見の向上、研鑽に努める。
- 7 屋久島の自然環境保全に係る「山の手入れ」活動などに積極的に参加する。
- 8 マナーガイド、カントリーコードを守り活動する。
- 9 フィールドの自然環境を保全するため、常にフィールドの環境変化に気を配る。
- 10 関係行政機関、研究者及と連携し各種情報の提供・収集に努める。
- 11 活動を通じて、屋久島の自然や文化を世界にそして後世に伝えていくよう努める。
- 12 屋久島ガイドとしての自覚と責任を持って行動する。

私は、上記「屋久島ガイド心得12ヶ条」に同意します。

平成 年 月 日
氏名 印

(様式1付表) ガイド間の共通確認事項

<p>エコツーリズム推進の理念のもとに活動するガイドとしての確認事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 「自然に親しむ旅行」から「自然保護につながる旅行」に近づける目的意識を持ってツアーを企画するよう心がける。 □ 整備がされたフィールドを選ぶよう心がける。 □ 企画時に地域に詳しい人の意見を取り入れるよう心がける。 □ 地元産のみやげを購入するなど地元への還元を心がける。 □ 参加者や地元からのツアーの評価をフィールドバックするよう心がける。
<p>お客への気配り・安全対策の確認事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 来島前に、フィールドや施設の利用制限（立ち入れない場所や期間など）や、持参物・服装について十分に伝える。 □ ツアー前に、フィールドの状況やフィールドでの配慮事項を十分に伝える。 □ 繁忙期の縄文杉デッキ等、混雑する場所では、他の利用者への配慮を心がける。 □ 大雨洪水警報発令中、積雪通行止め時等は、危険が予想される場所でのガイド活動は行わない。
<p>フィールドの自然環境保全に関する確認事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 全てのゴミは持ち帰ることはもちろん、モラル、マナーを徹底するよう顧客にも理解を得る。 □ 検討中の奥岳入山協力金を含め、既存の白谷雲水峡やヤクスギランドにおける協力金制度について利用者に理解を求める。 □ やむを得ずトイレの無いところで用を足すときは、自然環境の保全、また水場や沢を避けるなど心がける。 □ フィールドの環境悪化に気づいた場合、関係者間で協議を行い、ルールづくりを行うなどフィールドの自然環境回復にむけ取り組みを行うよう心がける。
<p>地域の伝統やしきたりに関する確認事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 事業地域の農業者、林業者、漁業者、その他企業や居住者とのトラブルや苦情の発生しないような措置や配慮を行う。 □ 地域の奉仕活動や行事等にも積極的に参加するよう心がける。

屋久島ガイド登録申請書

平成 年 月 日

屋久島地区エコツーリズム推進協議会長
日高十七郎 殿

申請者

現住所 _____

連絡先 _____

氏 名 _____ 印

生年月日 _____

事業所名(屋号) _____

事業所所在地 _____

私は、屋久島ガイド登録・認定制度実施要綱に基づき登録を受けたいので、同実施要綱に記載された事項を了解の上、下記の資料を添付して申請します。

記

- 1 屋久島ガイド心得12ヶ条同意書(様式1)
- 2 屋久島ガイド総覧掲載情報記入用紙(様式3)
- 3 添付資料
別表3に掲げる提出書類等
- 4 返信先を明記し切手 円を貼った返信用封筒

(様式3) 屋久島ガイド総覧掲載情報記入用紙

事業所所属ガイド及び個人ガイドによって様式が異なる。
ガイド総覧掲載情報については、今後作業部会で検討を行う。

(様式4) 登録証

未制作

屋久島ガイド更新申請書

平成 年 月 日

屋久島地区エコツーリズム推進協議会長

日高十七郎 殿

申請者

現住所 _____

連絡先 _____

氏名 _____ 印

生年月日 _____

事業所名(屋号) _____

事業所所在地 _____

私は、屋久島ガイド登録・認定制度実施要綱第12条に基づき、登録の更新を受けたいので、登録に係る下記の資料を添付して申請します。

記

- 1 屋久島ガイド心得12ヶ条同意書(様式1)
- 2 屋久島ガイド総覧掲載情報記入用紙(様式3)
- 3 添付資料
別表にあげる関係書類等
- 4 返信先を明記し切手 円を貼った返信用封筒

自然保護憲章

自然は、人間をはじめとして生けとし生けるものの母胎であり、厳粛で微妙な法則を有しつつ調和をたもつものである。

人間は、日光、大気、水、大地、動植物などとともに自然を構成し、自然から恩恵とともに試練をも受け、それらを生かすことによって文明をきずきあげてきた。

しかるに、われわれは、いつの日からか、文明の向上を追うあまり、自然のとうとさを忘れ、自然のしくみの微妙さを軽んじ、自然は無尽蔵であるという錯覚から資源を浪費し、自然の調和をそこなってきた。

この傾向は近年とくに著しく、大気汚染、水の汚濁、みどりの消滅など、自然界における生物生存の諸条件は、いたるところで均衡が破られ、自然環境は急速に悪化するにいたった。

この状態がすみやかに改善されなければ、人間の精神は奥深いところまでむしばまれ、生命の存続さえ危ぶまれるにいたり、われわれの未来は重大な危機に直面するおそれがある。しかも、自然はひとたび破壊されると、復元には長い年月がかかり、あるいは全く復元できない場合さえある。

今こそ、自然の厳粛さに目ざめ、自然を征服するとか、自然は人間に従属するなどという思いあがり捨て、自然をとうとび、自然の調和をそこなうことなく、節度ある利用につとめ、自然環境の保全に国民の総力を結集すべきである。

よってわれわれは、ここに自然保護憲章を定める。

自然をとうとび、自然を愛し、自然に親しもう。

自然に学び、自然の調和をそこなわないようにしよう。

美しい自然、大切な自然を永く子孫に伝えよう。

- 一 自然を大切にし、自然環境を保全することは、国、地方公共団体、法人、個人を問わず、最も重要なつとめである。
- 二 すぐれた自然景観や学識的価値の高い自然は、全人類のため、適切な管理のもとに保護されるべきである。
- 三 開発は総合的な配慮のもとで慎重に進められなければならない。それはいかなる理由による場合でも、自然環境の保全に優先するものではない。
- 四 自然保護についての教育は、幼いころからはじめ、家庭、学校、社会それぞれにおいて、自然についての認識と愛情の育成につとめ、自然保護の精神が身についた習性となるまで、徹底をはかるべきである。
- 五 自然を損傷したり、破壊した場合は、すべてすみやかに復元に努めるべきである。
- 六 身近なところから環境の浄化やみどりの造成につとめ、国土全域にわたって美しく明るい生活環境を創造すべきである。
- 七 各種の廃棄物の排出や薬物の使用などによって、自然を汚染し、破壊することは許されないことである。
- 八 野外にごみを捨てたり、自然物を傷つけたり、騒音を出したりすることは、厳に慎むべきである。
- 九 自然環境の保全にあたっては、地球的視野のもとに、積極的に国際協力を行うべきである。

(昭和49年6月5日・自然保護憲章制定国民会議)

屋久島憲章

前文

地球と人類の宝物である屋久島

この島は周囲132km、面積503km²の日本で5番目に大きい島である。

屋久杉を象徴とする森厳な大自然に抱かれ、
神々に頭をたれ、流れに身を浄め
大海の恵みに日々を委ねて人々が生きた島。

この島は、はるかな昔から人々の魂を揺さぶりつづけ、
近世森林の保全と活用で人々が苦しみ葛藤した島である。
そして今物質文明の荒波をようように免れた屋久島は、
その存在そのものが人間に対する啓示であり、地球的テーマそのものである。

この島に住む私たちは、この屋久島の価値と役割を正しくとらえ、
自らの信念と生きざまによって、
この島の自然と歴史に立脚した確かな歩を始まる。
そのため、この島の自然と環境を私たちの基本的資産として、
この資産の価値を高めながら、
うまく活用して生活の総合的な活動の範囲を拡大し、
水準を引き上げていくことを原則としたい。

この原則は、行政機関はもちろん、屋久島に係わる全ての人々が
守るべき原則でありたい。

国の自然遺産への登録も、鹿児島県の環境文化村構想も、
この原則を尊重し、理想へ向けて、その水準を高く100年の計を誤らず
推進されることを願うものであり、これを契機として、
次のことを目標とし、ここに屋久島憲章を定めます。

条文

- 1 わたしたちは島づくりの指数として、
いつまでもどこでもおいしい水が飲め、
人々が感動を得られるような、水循環の保全と創造につとめ、
そのことによって屋久島の価値を問いつづけます。
- 2 わたしたちは、自然とのかかわりかたを身につけた
子供たちが、夢と希望を抱き世界の子供たちにとって
憧れであるような豊かな地域社会をつくります。
- 3 わたしたちは、歴史と伝統を大切にし、
自然資源と環境の恵みを活かし、
その価値を損なうことのない、永遠できる島づくりを進めます。
- 4 わたしたちは、自然と人間が共生する豊かで個性的な
情報を提供し、全世界の人々と交流を深めます。

エコツーリズム憲章

ひとひとが、自然や環境、文化を発見する旅に加わり、
自然のために、小さくても何かを実践し、
そうした旅人を受け入れる地域を、みんなでつくっていけば、
この国土のすみずみにまで、個性に満ちた自然や文化があふれ、
もっとゆたかないのちを楽しむことができる。
一人ひとりが自然を守り、考え、慈しむ。
自然の中にあたらしい光を見る、
「エコツーリズム」はそのための提案です。

ゆっくりと見回してみよう。
見えなかった色がみえてくる。
気がつかなかった香りに気づく。
聞こえなかった歌がきこえてくる。
季節が移っていく。
あざやかに、大地がここにある。

森がどこまでもひろがっている。
どこまでも空が、海がひろがっている。
風がそっと通りすぎる。
水が落ちて、土を潤す。
生きものたちが息づく。
人間のふるさとは、ここにある。

自然はやさしい。温かい。
大きくて、物知りだ。
時に荒々しい。
時にはひどく荒々しい。
人のくらし、歴史や文化は、
そうした自然とともに育ってきた。

大自然から里山や都市の小さな自然まで、
自然のいのちと人のいのちを共振させる。
そういう旅をしよう。
ゆったりと呼吸し、
ゆっくりと見回し、
おおらかな一歩をしるしたい。

「エコツーリズム」は次の3つを実現し、それがずっと続いていくことをめざします。

地域の自然と文化を知り、慈しむ。
元気な地域が自然を守る。
自然と文化を受け継いでいく。

ガイド登録・認定制度作業部会の構成員は下記のとおりです。

**屋久島地区エコツアーリズム推進協議会
ガイド登録・認定制度作業部会構成員名簿**

種別	所属	住所又は所属職名	氏名	電話番号	活動フィールド等	摘要
ガ イ ド 等	ガ	屋久町原 721-65	日高 順一	47-2328	山、森、沢、海、	ガイド部会長、屋久町議会議員
		屋久町平内 632-94	山本 勝也	47-3220	森、里、沢、川、海	ガイド部副会長
		上屋久町小瀬田1360-140	松本 毅	43-5411	海	ガイド部副会長 ダイビング事業者協会会長
		屋久町原 565-19	伊藤 仁久	47-2185	主に山	屋久島ガイド協会事務局
	イ	屋久町小島 198-12	真津 昭夫	47-2397	エコツアー全般、 ネイチャーガイドキャンプ等	ネイチャーガイドオフィスまなつ
		上屋久町宮之浦 2446-5	大野 睦	49-1071	エコツアー全般	ネイティブビジョン
		上屋久町小瀬田 1436-51	日高 健	43-5480	山(主に縄文杉)	
	ド	屋久町安房 2405-258	井坪 美紀	46-2730	山(主に縄文杉)	屋久島ガイド連絡協議会会長 なないろの虹代表
		屋久町安房 2354-7	岩川 俊朗	46-3220	エコツアー全般	アウトドア屋久島ガイドシステム
		屋久町高平 313-63	中田 隆昭	47-2364	里、森、沢	自然島、インタープリター
	等	上屋久町宮之浦 2441-58	寺田 賢志	42-2333	山	屋久島ガイド組合代表 ユネスコ、上屋久町議会議員
		屋久町麦生 900-6	郷 洋一郎	47-2713	山	山岳救助隊隊員
事 務 局	環境省	環境省屋久島自然保護官事務所 上席自然保護官	杉田 高行	46-2992		
		環境省屋久島自然保護官事務所 自然保護官	深田 尊熙			
	観光協会	屋久島観光協会 事務局長	笠井 弘基	49-4010		
	環境文化財団	屋久島環境文化財団 屋久島 環境文化村センター副館長	田村 洋一	42-2900		財団事務局長
		屋久島環境文化財団 屋久島 環境文化村センター事業課長	日高 益雄			
		屋久島環境文化財団 屋久島 環境文化研修センター副館長	所崎 清	46-2900		財団事務局次長
		屋久島環境文化財団 屋久島環境文化研修センター 研修課長	酒匂 和善			
		屋久島環境文化財団 屋久島環境文化研修センター 研修課主査	日高 健			
	屋久町	屋久町環境政策課長	日高 豊伸	47-2111	46-3221	屋久島地区エコツアーリズム推進 協議会及び平成16年度モデル ツアー 作業部会担当事務局
		屋久町環境政策課主事	鬼塚 晋也			
		屋久町観光商工課長	池上 純久			
		屋久町観光商工課主査	日高 康介			
	上屋久町	上屋久町商工観光課長	榎 光徳	42-0100		平成16年度ガイド認定・登録制 度作業部会担当事務局
		上屋久町商工観光課 観光係長	日高 美智男			
		上屋久町環境政策課長	宮田 弘			
		上屋久町環境政策課環境対策 係主査	木原 幸治			